特定非営利活動法人日本人道支援センター定款 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本人道支援センターという。 また、英文名をJapan Humanitarian Support Center (NPO)といい、略称を JHSセンターとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都西東京市柳沢三丁目4番2-406号に 置く。

(目 的)

第3条 本法人は、人道支援活動を行う人々の悩み相談や交流の場を提供し、支援者の心身の健康を守る。また、人道支援を希望する者と活動中の団体を結びつけ、講座や研修を通じて新たな人道支援者を育成することにより、思いやりと絆を感じられる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
 - (1) 人道支援活動に携わる人々への支援及び育成に関する事業
 - (2)支援者の心身の健康を守るための相談・交流及び研修事業
 - (3) 関係機関との連携及びネットワーク構築事業
 - (4)人道支援を希望する者と活動団体をつなぐマッチング及び情報提供事業
 - (5) 人道支援に関する啓発及び啓蒙事業
 - (6) その他、前各号の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法 (以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、 理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認め なければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
 - (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章役員

(種別及び定数)

- 第12条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
 - 2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

- 第13条 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 2 理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の 親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親 族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為 又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、 これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

- 第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
 - 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 役員の選任及び解任
 - (7) 役員の職務及び報酬
 - (8) 入会金及び会費の額
 - (9) 資産の管理の方法
 - (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (11) 解散における残余財産の帰属
 - (12) 事務局の組織及び運営
 - (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回開催する。
 - 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した 事項とする。
 - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をも

- って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

- 第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された 事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人 として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加 わることができない。

(総会の議事録)

- 第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 護事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印 又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

- 第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により

招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内 に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

- 第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された 事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加 わることができない。

(理事会の議事録)

- 第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章資 産

(資産の構成)

- 第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄附金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事 長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、 総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準 じ収益費用を講じることができる。
 - 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の護決を経て、既定予 算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
 - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担を し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の 3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項について は、所轄庁の認証を得なければならない。
 - 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない 事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

- 第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して 行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、 この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

- 第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
 - 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

人の成立の日から令和9年12月31日までとする。

理事長吉田 美佐代理事根岸 恵子理事中野 秀世理事中尾 千咲吉嵜 雅寿

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立 の日から令和8年9月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総 会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 入会金 正会員(個人・団体) 1,000円 賛助会員(個人・団体) 10,000円
- (2)年会費 正会員(個人・団体) 6,000円 **賛助会員(個人・団体)1口24,000円** (1口以上)

役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 日本人道支援センター

1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

□以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)□各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役 名	(フリ	ガナ)	報酬の有無	役職名等
	(どちらかに〇)	氏	名	(=0)	
1	理事)・監事	ヨシダ	ミサヨ	有・無	理事長
		吉田	美佐代		
2	理事·監事	ネギシ	ケイコ	有・€無	
		根岸	惠子		<u></u>
3	理事)・監事	ナカノ	ヒデヨ	有・無	
		中野	秀世 ———		
4	理事)・監事	ナカオ	チサキ	有·無	
			千咲		
5	理事 監事	1	キ ツルョ	有(無	
		i	つる代		_
	理事・医事	1	キマサ	(有)無	
6	理事 医事		雅寿		<u> </u>
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人 日本人道支援センター

1 事業実施の方針

令和7年度は、人道支援活動を行う人々を支え、その心身の健康を守るとともに、新たな支援者を育成し、社会における人道支援活動の基盤を広げる。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1850 】千円)

(1) 付足作者が自動に示る事業							
定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千 円)
人道支援活動に 携わる人々への 支援及び育成に 関する事業	人道支援者の悩み相 談窓口を設置(電磁的 方法)及び育成に関す る事業(電磁的方法・ 対面)	10 月か ら 9 月ま での各月 1 回	電磁的方法/西東京市東伏見コミニュティセンター	2人	人道支援 に関心が ある人々	120 人	230
支援者の心身の 健康を守るため	3カ月に1回研修会を 開催	10月か ら9月ま で3カ月 に1回	電磁的方法/西東京市東伏見コミニュティセンター	3人	人道支援 に関心が ある人々	150 人	230
健康を守るため の相談・交流及 び研修事業	人道支援初級コースを開催(年2回)	10月から9月までの期間 に2回	電磁的方法/西東京市東伏見コミニュティセンター	3人	人道支援 に関心が ある人々	60 人	140
関係機関との連 携及びネットワ 一ク構築事業	人道支援団体、専門家 をつなぐ仕組みを構 築	10月か ら9月ま での各月 1回	電磁的方法/西東京市東伏見コミニュティセンター	2 人	人道支援 に関心が ある人々	120 人	290
人道支援を希望 する者と活動団 体をつなぐです チング及び情報 提供事業	1か月に1回人道支援 を希望する個人と団 体をつなぐ情報提供 の場を設ける	10 月か ら 9 月ま での各月 1 回	電磁的方法/西東京市東伏見コミニュティセンター	2人	人道支援 に関心が ある人々	300 人	90
	専用フォーム・季刊誌 による紹介	10月か ら9月ま で3カ月 に1回	電磁的方法・紙 媒体	2人	人道支援に関心がある人々	2000 人	290
人道支援に関す る啓発及び啓蒙 事業	ホームページ、季刊誌 を作成し、協賛企業専 用フォーム・イベント による紹介	10月から9月までの各月 1回	電磁的方法	2 人	人道支援に関心が ある人々	2000 人	290
	支援の輪を広げるオ リジナルグッズ制作 及び販売	10 月から9月までの期間に随時	電磁的方法/西東京市東伏見コミニュティセンター	4人	人道支援 に関心が ある人々	300 人	290

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 日本人道支援センター

1 事業実施の方針

令和7年度は、人道支援活動を行う人々を支え、その心身の健康を守るとともに、新たな支援者を育成し、社会における人道支援活動の基盤を広げる。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1850 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事 者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数_	事業費 (千 円)
人道支援活動に 携わる人々の 支援及び育成に 関する事業	人道支援者の悩み相 談窓口を設置(電磁的 方法)及び育成に関す る事業(電磁的方法・ 対面)	10 月か ら 9 月ま での各月 1 回	電磁的方法/西東京市東伏見コミニュティセンター	2人	人 道 支 援 に 関心 ある人々	120 人	230
支援者の心身の 健康を守るため	3 カ月に1回研修会を 開催	10月か ら9月カ で3カ月 に1回	電磁的方法/西東京市東伏見コミニュティセンター	3人	人道支援 に関心が ある人々	150 人	230
の相談・交流及び研修事業	人道支援初級コース を開催 (年2回)	10月から9月までの期間 に2回	電磁的方法/西東京市東伏ラコミニュティセンター	3人	人道支援 に関心が ある人々	60 人	140
関係機関との連 携及びネットワ ーク構築事業	人道支援団体、専門家 をつなぐ仕組みを構 集	10 月か ら 9 月ま での各月 1 回	電磁的方法/西東京市東伏見コミニュティセンター	2 人	人道支援 に関心が ある人々	120 人	290
人道支援を希望 する者と活動で 体をつなび情報 提供事業	1か月に1回人道支援 を希望する個人と団 体をつなぐ情報提供 の場を設ける	10 月か ら 9 月ま での各月 1 回	電磁的方法/西東京市東伏見コミニュティセンター	2 人	人道支援に関心がある人々	300 人	90
	専用フォーム・季刊誌による紹介	10月か ら9月カ で3カ に1回	電磁的方法・紙 媒体	2人	人道支援 に関心が ある人々	2000 人	29 0
人道支援に関す る啓発及び啓蒙 事業	ホームページ、季刊誌 を作成し、協賛企業専 用フォーム・イベント による紹介	10月から9月までの各月 1回	電磁的方法	2 人	人道支援 に関心が ある人々	2000 人	290
	支援の輪を広げるオ リジナルグッズ制作 及び販売	10 月か ら9月ま での期間 に随時	電磁的方法/西東京市東伏見コミニュティセンター	4人	人道支援 に関心が ある人々	300 人	290

令和7年度 活動予算書(その他事業が<u>ない</u>場合)

特定非営利活動法人日本人道支援センター

_			単位:円)
	科 目 目	金額	小計・合計
1	経常収益 受取会費		1, 500, 00
•	正会員受取会費	300, 000	,,,,,,
	賛助 会員受取会 費	1, 200, 000	
_	33 Da + 44 A		200, 00
2	受取寄销金 受取寄附金	200, 000	200, 00
İ	施設等受入評価益	200, 000	
İ	WENCE A Service and the		
3	受取助成金等		
İ	受取補助金		
İ			
4	事業収益		1, 850, 00
i i	人道支援活動に携わる人々への支援及び育成に関する事業	230, 000	
i	支援者の心身の健康を守るための相談・交流及び研修事業	370, 000	
i	関係機関、団体、専門家との連携及びネットワーク構築事業	290, 000	
	人道支援を希望する者と活動団体をつなくマッチング及び情報提供事業	90, 000 870, 000	
	人道支援に関する啓発及び啓蒙事業	810, 000	
5	その他の収益		
ľ	受取利息		
L			2 550 00
*		 	3, 550, 00
뭐	経 常 費 用	 	
[学来度 (1)人件費		1, 100, 00
	給料手当(12x2+4x3+2x3+12x2+12x2+4x2+12x2=110延べ人数 x1万円)	1, 100, 000	
1	役員報酬		
1	退職給付費用		
	福利厚生費		
]	(1) 表面無信義		750, 00
1	(2) その他経費 会議費/事業費(相談会・講座・グッズ制作)	200, 000	
! '		300,000	
	施設等評価費用		
	減価償却費		
ĺ	印刷製本費	250,000	
1			
± 1	東黄計		1, 850, 0
2	<u> </u>		600, 0
1	(1)人件費		000, 0
	役員報酬	600, 000	
1	給料手当	000, 555	
	! 退職給付費用 : 福利厚生費		
ı	· 個利學主義		
		 	1, 030, 0
	(2)その他経費	64, 000	1, 030, 0
1	消耗品費/事務所維持費	36,000	
1	水道光熱費(12000x25%x12カ月) 活在海際熱(通信集	150,000	
	通信運搬費/通信費 地代家賃(40000x12カ月)	480,000	
1	旅費交通費	300, 000	
1	減価償却費		
	1		
_		 	1, 630,
LE,	建黄計		3, 480,
判			70,
сĩ	経 常 外 収 <u>益</u>		
_	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
	t 外 权 益 計		
	経 常 外 費 用		
P)	経 常 外 費 用 固定資産売却損 災害損失		
	経常外費用 固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		
	経 常 外 費 用 固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損 ・ 外 費 用 計		
	経常外費用 固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損 外費用計 系外費用計		70,
	経 常 外 費 用 固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損 ・ 外 費 用 計 ・ 経 常 外 増 減 額 【C】- 【D】・・・②		70. 70.

令和8年度 活動予算書 (その他事業が<u>ない</u>場合)

特定非営利活動法人日本人道支援センター

	特定非営利活動法人日本	(単位:円)
科	2 21	小計・合計
A】 経 常 収 益		1 500 00
1 受取会費 正会員受取会費 贊助会員受取会費	300, 000 1, 200, 000	1, 500, 00
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	200, 000	200, 00
3 受取助成金等 受取補助金		
4 事業収益 人道支援活動に携わる人々への支援及び育成に関する事業 支援者の心身の健康を守るための相談・交流及び研修事業	230, 000 370, 000	1, 850, 00
関係機関、団体、専門家との連携及びネットワーク構築事業 人道支援を希望する者と活動団体をつなぐマッチング及び情報提供 人道支援に関する啓発及び啓蒙事業	290, 000	
5 その他の収益 受取利息		
常収益計		3, <u>550,</u> 0
B <u>椎常費用</u> 1 事業費		
(1) 人件費 給料手当(12x2+4x3+12x2+12x2+2x3+4x2+12x2=110延べ人数 x1万F 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	円) 1,100,000	1, 100, 0
(2) その他経費 会議費/事業費(相談会・講座・グッズ制作) 旅費交通費/緊急対応・予備費	200, 000 300, 000	750, 0
施設等評価費用 減価償却費 印刷製本費	250, 000	
本集費計·		1, 850, 0
2 管理費		600, 0
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費	600, 000	
(2) その他経費	64, 000	1, 030, 0
消耗品費/事務所維持費 水道光熱費(12000x25%x12カ月) 通信運搬費/通信費 地代家賃(40000x12カ月) 旅費交通費	36, 000 150, 000 480, 000 300, 000	
減価償却費		1, 630,
常費用計		3, 480,
期 経 常 増 減 額 【A】-【B】・・・① C】 経 常 外 収 益 固定資産売却益		70,
過年度損益修正益 常 外 収 益 計		
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		
常 外 費 用 計 期 経 常 外 増 減 額 [C] - [D] ···② 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+② ···③		70,
法人税、住民税及び事業税・・・④ 時期繰越時正味財産額・・・⑤ 期 課 証 味 財 産 額 ③-④+⑤		70,

特定非営利活動法人 日本人道支援センター 設立趣旨書

1. 法人として取り組んでいこうとしている背景・現状と問題点

近年、国内外において自然災害や紛争、感染症などの社会的課題が頻発しており、それを支える人道支援者の活動はますます重要性を増しています。しかし、人道支援に従事する人々は、心身の疲弊や孤立感、また活動資金・仲間不足といった課題を抱えています。支援する側を支える仕組みが十分に整っていないことが、持続的な人道支援活動を阻む要因となっています。こうした現状に対し、「人道支援者を人道支援する」仕組みを社会に根付かせるため、本法人を設立することといたしました。

2 あるべき姿と望ましい状態

本法人は、人道支援に従事する人々の悩み相談や交流の場を提供し、心身の健康を守るとともに、人道支援活動を希望する個人と団体・法人をつな くマッチングの場を創出します。さらに、講座や研修を通じて新たな支援人材を育成し、持続可能な人道支援の基盤を社会に広げていくことを目的とし ます。

3 活動の内容

- (1)人道支援活動に携わる人々への支援及び育成に関する事業
- (2)支援者の心身の健康を守るための相談・交流及び研修事業
- (3)人道支援を希望する者と活動団体をつなぐマッチング及び情報提供事業
- (4)保健、福祉、医療または健康の増進を図るための支援事業
- (5)人道支援に関する調査研究、啓発及び広報事業
- (6)関係機関、団体、専門家との連携及びネットワーク構築事業
- (7)物品の販売及び制作事業
- (8)広報媒体(ホームページ等)への広告掲載事業
- (9)その他、前各号の目的を達成するために必要な事業

4. 期待される効果

- 人道支援者が安心して活動を継続できる環境づくり
- 支援を志す人々が参加しやすい仕組みの提供
- ・障がい者対応を含む多様な現場に対応できる人材の育成
- ・社会全体で「支援する人を支援する」文化の醸成
- ・人道支援活動を行う人々の悩み相談や交流の場を提供し、支援者の心身の健康を守る
- ・人道支援を希望する者と活動中の団体を結びつけ、講座や研修を通じて新たな人道支援者を育成することにより
- 、思いやりと絆を感じられる社会の実現に寄与する

5 将来の展望

設立後は正会員・賛助会員の拡充を図り、3年以内に全国規模のネットワークを形成します。さらに、公益法人格取得を視野に入れ、透明性の高い会 計と健全な組織運営を徹底し、国内外の人道支援活動に持続的に貢献できる基盤を確立してまいります。

法人格取得の目的(なぜ特定非営利活動法人なのか)

結び

私たちは、支援を必要とする人々だけでなく、支援を担う人々をも支える「支援者のための支援」を軸に、人道的で持続可能な社会を築くことを目指し、 特定非営利活動法人「日本人道支援センター」の設立を決意いたしました。 何卒、本趣旨にご理解を賜り、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

令和7年10月22 日

設立代表者

氏名 吉田 美佐代